

【障害福祉分野就職支援金貸付事業】
貸付対象事業実施証明書の作成における注意事項

貸付対象事業実施証明書は、高知県社会福祉協議会障害福祉分野就職支援金の申込みにおける必要書類です。借入申込者から作成を依頼された施設・事業所のご担当者におかれましては、下記の点にご注意いただきますようお願いいたします。

- 「施設・事業所名」には、借入申込者が実際に勤務する施設・事業所を記入ください。
- 貸付対象となる事業所は、「介護福祉士修学資金等の貸付けについて」（令和3年5月7日付け厚生労働省発社援0507第3号厚生労働事務次官通知）に定める事業所です。（下表参照）

根拠法	サービス種別
障害者総合支援法第5条第1項	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助
障害者総合支援法第5条第18項	基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援 一般相談支援事業、特定相談支援事業
障害者総合支援法第77条	市町村地域生活支援事業
障害者総合支援法第78条	都道府県地域生活支援事業
児童福祉法第6条2の2第1項	児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援
児童福祉法第6条2の2第7項	障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助
児童福祉法第7条第2項	障害児入所施設、指定発達支援医療機関
身体障害者福祉法第4条の2	身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業
障害者総合支援法第5条第27項	地域活動支援センター
障害者総合支援法第5条第28項	福祉ホーム
障害者総合支援法第77条の2	基幹相談支援センター
身体障害者福祉法第5条	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設

- 「職種」は、主たる業務がサービス利用者に直接サービスを提供する者が対象です。
- 雇用形態や雇用契約上の勤務日数・時間数の定めはありませんが、障害福祉職員の業務に従事したことによる返還免除を受けるためには、高知県の区域内において、2年の間（730日以上かつ従事した日数が360日以上）、引き続き、障害福祉職員の業務に従事する必要があります。
- 提出された証明書において不明な点があった場合、証明書作成者に問合せさせていただくことができることをあらかじめご了承ください。
- 記載にあたって不明な点があれば、高知県社会福祉協議会福祉資金課まで問合せください。
 高知県社会福祉協議会 福祉資金課 電話 088-844-4600